

第 5 次男女共同参画計画（骨子案）の変更について

◎骨子案からの変更点

外部委員及び各課からの意見により、以下のとおり「施策の方向」を変更する。

- (1) 【施策の方向】 I-2-②「誰もが健康で安心して働ける環境の整備」を
⇒ I-1-③に移動

【理 由】 労働関係の取組（労働安全衛生に係る意識高揚の促進、労働教育講座の開催など）が「2 ライフステージ」に紐づいているので、「3 労働の場」に移動。

- (2) 【施策の方向】 II-5-③「外国人等が安心して暮らせる環境づくり」を以下のとおり修正
⇒ 「外国人・障害者・高齢者等が安心して暮らせる環境づくり」

【委員意見】

- ・「外国人等・・・」の表記で、性的指向・性自認・障害があること等を含め困難な状況に置かれている多様な人々を含めることを読み取ることは難しい。外国人と一緒にする必要はないのではないか。
- ・外国人の他に「等」を追加したことについては、前計画よりも前進したと考える。個人的な考えとしても、いわゆるLGBT等多様性について、近年にわかに認められる社会となってきたおり、他の自治体の動向を見ても、項目出しして挙げてよいのではないかと。表現として、性的指向・性自認を用いるより、より一般的なLGBTという表現にしてはどうか。
- ・「外国人等が安心して暮らせる環境づくり」について「等」を付けるのであれば、外国人ともう一つ例を示した上で、「等」を付けてはどうか。

【対 応】

- ① 上記【施策の方向】II-5-③に、外国人の他、障害者・高齢者等を含めた多様な人々が安心して暮らせるための環境整備に関する具体の取組を追加する。
- ② II-5-③の「施策の内容」に新規で柱を立て、障害者であることや性的指向・性自認等に関すること等を理由とした人権課題に対する理解促進の取組を追加。

施策 7 社会生活上の困難を抱えている方への理解促進

障害者であること、性的指向・性自認に関すること等を理由とした社会生活上の困難を抱えている方についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めていけるようにします。

また、学校教育においては、県及び市町村教育委員会の人権教育担当者、学校の管理職及び教職員を対象とした学校人権教育に関する協議・研修を通して、障害のある人、性の多様性等、様々な人権課題への正しい理解を広め、児童生徒の人権意識の向上を図ります。

- 啓発用DVDの貸出し(再掲)、人権問題研修会支援事業、人権ユニバーサル事業
(健康福祉政策課)
- 障害者条例に基づく周知啓発活動 (障害者福祉推進課)
- 学校人権教育研究協議会、学校人権教育指導資料の作成 ((教) 児童生徒課)